

保護者 様

東京農業大学第二高等学校中等部
学校長

学校感染症による出席停止について

下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止となります。出席停止期間は欠席扱いにはなりません。

なお、感染症が治癒し登校する際は、医師に下記の治療証明書を記入していただき、登校時に必ず持参し、学校に提出してください。

種	感染症名	出席停止期間の基準
1	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルス）、中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
2	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
3	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎 その他の感染症（群馬県は定めていません）	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

注）・上記の出席停止は基準であって、主治医の証明がある場合はこの限りではありません

・手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症は出席停止扱いにはなりません

主治医様

誠に恐れ入りますが、登校可能になりましたら、証明書にご記入の上、保護者へお渡しください。

-----き り と り-----
(学校提出用)

治 療 証 明 書

年 組 番 氏名

病 名 【 】

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

上記の疾病が治癒し、感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印